

「優越的地位の濫用」規制と独占禁止 法技術論

矢吹法律事務所
弁護士 矢吹 公敏
Yabuki Kimitoshi

©Yabuki Law Offices

1

1. 優越的地位の濫用規制の概要

- ▶ 不公正な取引方法（法19条, 6条）
 - ▶ 定義（法2条9項5号） 優越的地位の濫用
 - ▶ 「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」を利用して、「正常な商習慣に照らして不当に」、「次のいずれかに該当する行為」をすること。
 - ▶ イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること（購入・利用強制）
 - ▶ ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること（経済上の利益の提供の要請）
 - ▶ 協賛金等の負担の要請
 - ▶ 従業員等の派遣の要請
 - ▶ ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（受領拒否、返品、支払遅延、減額等）
 - ▶ 取引対価の一方的決定
 - ▶ やり直しの強制

©Yabuki Law Offices

2

1. 優越的地位の濫用規制の概要（2）

- ▶ 一般指定（法2条9項，昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）
 - ▶ 13（取引の相手方の役員選任への不当干渉）自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，取引の相手方である会社に対し，当該会社の役員（法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ，又は自己の承認を受けさせること
- ▶ 特殊指定（法2条9項）
 - ▶ 新聞業における特定の不正な取引方法（平成11年告示第9号）
 - ▶ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（平成16年告示第1号）
 - ▶ 大規模小売業者による納品業者との取引における特定の不正な取引方法（平成17年告示第11号）
- ▶ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- ▶ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」等ガイドライン

©Yabuki Law Offices

3

2. 優越的地位の濫用のエンフォースメント

- ▶ 排除措置命令（法20条）
- ▶ 課徴金納付命令（法20条の6）
 - ▶ 当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（3年間まで）における当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（又は購入額）
 - ▶ 1%
- ▶ 下請法
 - ▶ 日本独自の規制（日本と韓国）－優越的地位の濫用の特例として形式的・予防的な規制をする。
 - ▶ 勧告（再犯防止などその他必要な措置をとることを勧告するだけでなく，不当な代金減額相当額の返還など原状回復措置をとることを勧告することもできる。）
 - ▶ 勧告を行った時点で公表する（平成15年6月改正法，平成16年4月施行）。
 - ▶ 定期書面調査による任意調査で違反の疑いのある事例がある場合には警告で是正指導。
 - ▶ 勧告・警告とも行政指導。
 - ▶ 調査権限－報告命令と立入検査（下請法9条）であるが，提出命令や出頭命令は認められていない。
 - ▶ 中小企業庁長官からの措置請求。
 - ▶ 勧告に従わない場合の独占禁止法上の措置（優越的地位の濫用）
- ▶ 確約手続（法48条の2以下）
 - ▶ 確約手続に関する対応方針（平成30年9月26日）

©Yabuki Law Offices

4

3. 優越的地位の濫用規制の考え方（1）

「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」報告（昭和57年7月8日，公正取引委員会独占禁止法研究会）

- ▶ 取引主体が取引の諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われるという自由競争の基盤が保持されていること（自由競争基盤の確保）を内容とする公正な競争を阻害するもの
- ▶ 市場における自由な競争そのものを直接侵害するわけではないが，当該取引の相手方の競争機能を発揮する妨げとなる行為－不利益の程度，行為の広がりなどを考慮して公正な競争秩序と関わりがある場合に規制することになるとされる。
 - ▶ 第1に，不利益を押し付けられる相手方は，その競争者との関係において競争条件が不利となる。
 - ▶ 第2に，行為者の側においても，価格・品質による競争とは別の要因によって有利な取扱いを獲得して，競争上優位に立つおそれがある。
- ▶ 公正な競争を能率競争と定義し，ある事業者の力の濫用によって，その取引の相手方が，価格と品質によって商品・役務を選択する可能性を奪われ，あるいはその選択の判断が歪められることで能率競争が阻害されるという説明もある。

©Yabuki Law Offices

5

3. 優越的地位の濫用規制の考え方（2）－私見

- ▶ 優越的地位の濫用が公正な競争を阻害することを違反行為とする独禁法の枠組みの中で検討される以上，「公正な競争」に対する考え方が明確でなければならない。
- ▶ 独禁法が市場における自由な競争を確保する立場の法律であることからすれば，優越的地位の濫用も「市場」（または，「経済取引」）を前提として分析する必要があるのではないか。
 - ▶ 市場における支配的な地位までは必要がないものの，市場や経済取引に影響を与える可能性のある有力な地位を有する事業者が行う場合に違反を問う見解には傾聴するものがある。
 - ▶ 欧州競争法においても，市場支配的な地位の濫用行為の中に搾取的な濫用行為を位置づけ競争法違反行為としており，日本においても，私的独占は市場支配的な地位を有する事業者が行う排除行為と搾取行為を違反行為としている。
 - ▶ 優越的地位の濫用は，そのような市場支配的な地位までは必要ないとしても，一定の市場における有力な地位を有することが前提となるのではないかと思われる。

©Yabuki Law Offices

6

4. 米国との比較－独禁法か契約法か？

契約法の不公正（UNCONSCIONABILITY）の法理

▶ 類似性と差異

▶ 要件に関する**類似性**：a.両当事者の相対的交渉力、相対的経済力、代替的供給源の有無等をもとに一方当事者が優越した地位にあるか否か、b.契約条項が実質的に合理的か二要件を充足するかを判断する。Cf. 日本の優越的地位の濫用規制も、契約条項に関する場面では、a.優越的地位にあった一方当事者が、b.その地位を利用して濫用行為を行い、著しく不合理な取引条件を押し付けたか、といった二点が要件となる。→ 双方の要件事実は極めて酷似している。

▶ **差異**：①優越的地位の濫用は個々の被害者が侵害された利益を回復することを通じて公正かつ自由な競争秩序という公益の確保を図るもので、この公益の実現は、本来的には公正取引委員会による行政措置（排除措置命令や課徴金納付命令による制裁）によって実現されている点、②不公正（UNCONSCIONABILITY）の法理によって救済されるのは、消費者が中心で事業者を主な対象としていないという比較論もある。

▶ しかし、独禁法24条に基づく差止請求権→公正かつ自由な競争の下で形成された条件で取引されることによって得られる経済的利益の保護→私益を保護する→公益と私益の違いで両者を振り分ける①は理由が十分でない。

▶ プラットフォーマーへの規制に適用する場合にはプラットフォームと取引をする消費者を保護する手段として優越的地位の濫用規制を利用しており、②も不十分。

▶ 各国の法制度上、公正な取引を保障する制度として行政措置がよいのか民事的措置がよいのかという手段の適格性の問題であるように思う。

▶ 訴訟に対する抵抗感が強い日本において、行政（公正取引委員会）の措置が果たす役割は大きい。

©Yabuki Law Offices

7

5. 公正取引委員会の近時の指針と執行動向（1）

条文の解釈「優越的地位の濫用に関する独禁法上の考え方」（平成22年公表）から

▶ 平成21年独禁法改正により優越的地位の濫用違反行為にも1%の義務的課徴金をかけることになった。→課徴金の対象となる行為を法律で明示し(2条9項5号)、その運用に関する優越ガイドラインを策定した。

▶ 「優越的地位」

▶ 市場支配的な地位またはそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であればよい。

▶ 例えば、相手方にとって当該業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、当該業者が相手方にとって著しく不利益な要請等を行ってもそれを受け入れざるを得ないような場合

▶ その判断考慮要素－総合考慮

- ①取引依存度
- ②当該事業者の市場における地位
- ③相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④その他当該事業者と取引をすることの必要性を示す具体的な事実

©Yabuki Law Offices

8

5. 公正取引委員会の近時の指針と執行動向（2）

- ▶ 「利用して」
 - ▶ 優越的地位にある行為者が相手方に対して不当に不利益を課して取引を行えば、通常「利用して」行われた行為であると認められる。
 - ▶ 因果関係の中断理由を説明する必要性
- ▶ 「正常な商習慣に照らして不当に」
 - ▶ 優越的地位の濫用の有無が、公正な競争秩序の維持促進の観点から個別事案ごとに判断をする。
 - ▶ 課徴金が賦課される行為としては、独禁法2条9項5号に列挙された行為。購入・利用強制（同号イ）、経済上の利益提供（同号ロ）、受領拒否・返品・支払い遅延・減額等の不利益な取引条件の設定、変更又は取引の実施（同号ハ）
 - ▶ 論点は、どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあるとして優越的地位の濫用規制を行使するのか？（基準）
 - ▶ 優越ガイドラインは問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して個別事案ごとに判断しているが、明確ではない。事例の集積が必要。「優越的地位」の判断との関係。
 - ▶ 多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合
 - ▶ 特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときでも、その不利益の程度が強い、またはその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合が認められやすくなるとしている。（?）

©Yabuki Law Offices

9

6. 違反事例（判例審決）の集積（1）

株式会社エディオンに関する審決を日本トイザらス株式会社に対する審決と比較

- ▶ エディオン審決（令和元年10月2日審判審決－公正取引委員会平成24年（判）第40号，第41号）
 - ▶ 「相手方にとって当該事業者との取引の継続が困難になることが事業継続上大きな支障をきたすため、当該事業者が相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合であるか判断するのが相当である。」
 - ▶ 「取引依存度、市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性・重要性を示す具体的事実の他、相手方が対象事業者による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮する。」 →ガイドラインで示した判断枠組みと同様である。
 - ▶ 具体的には、従業員等の派遣をさせたことが不利益行為にあたるかを検討し、通常は新規店舗開設等の作業のための従業員派遣は不利益的行為に当たることになるが、
 - ▶ ①従業員等の業務内容、労働時間、派遣期間等を考慮しあらかじめ相手方と合意している場合で費用を買主であるエディオンが負担する場合や、②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事する場合には
 - ▶ 派遣するにあたり直接の利益等がある合理的な理由があり相手方の同意の上で行われる場合には不利益行為に当たらない。
 - ▶ 納入業者127社について詳細を検討した結果、35社についてはエディオンとの取引の継続が困難になることが直ちに事業経営上大きな支障をきたすものとは認められないとされ違反行為の対象から除外された。

©Yabuki Law Offices

10

6. 違反事例（判審決）の集積（2）

株式会社エディオンに関する審決を日本トイザラス株式会社に対する審決と比較

- ▶ トイザラス審決（平成27年6月4日審判審決－公正取引委員会平成24年（判）第6号，第7号）
 - ▶ トイザラスが行った返品及び減額の取り扱いが優越的地位の濫用になるか検討された。
 - ▶ 当該審決ではそのような不利益を与える行為は通常の企業行動からすれば受け入れる合理性のないような行為であるから，
 - ▶ それらの濫用行為を行いこれを受け入れている事実が認められる場合には**特段の事情がない限り，優越的地位が存在することを推認させるもの**と論じている。
 - ▶ 濫用行為から直接「優越的地位」を推認するものとして，それを判断要素の一つとしたエディオン審決（及びこれに類する山陽マルナカ審決）とは異なる考え方である。（平成31年2月20日審判審決－公正取引委員会平成23年（判）第82号，第83号）

6. 違反事例（判審決）の集積（3）

株式会社エディオンに関する審決を日本トイザラス株式会社に対する審決と比較（その他の事例）

- ▶ ダイレックス審決（令和2年3月25日審判審決－公正取引委員会平成26年（判）第1号，第2号）
 - ▶ 総合ディスカウント業を営むダイレックスが納入業者に行った従業員等の派遣，協賛金の提供及び火災関連金の提供要請行為
 - ▶ 「不利益行為」を行い，納入業者がこれを受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様によっては，それ自体，事業者が納入業者にとって著しく不利益な要請等を行っても，納入業者がこれを受け入れざるを得ないような場合にあっては（優越的地位にあっては）**重要な要素**となり得るものというべきである。
 - ▶ 「従業員等派遣例外事由」の検討
 - ▶ 例外的に，[1]従業員等の業務内容，労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について，あらかじめ相手方と合意し，かつ，派遣される従業員等の人件費，交通費，宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合，[2]従業員等が自社の納入商品のみ販売業務に従事するものなどであって，従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合
 - ▶ 「金銭提供例外事由」の検討
 - ▶ 協賛金等の名目で提供した金銭について，その負担額，算出根拠，使途等について，あらかじめ事業者が相手方に対して明らかにし，かつ，当該金銭の提供による相手方の負担が，その提供を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合

7. 公正取引委員会報告書にみられる対応（1） 液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書

- ▶ 「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」（平成29年6月28日公表）
 - ▶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1.html
 - ▶ 液化天然ガス（LNG）の取引条件（仕向け地条項等）に関する独禁法上の問題点検討
 - ▶ テイク・オア・ペイ条項（売主が買主に対して厳格な引き取り義務数量を定める条項）について
 - ▶ 売主の取引上の地位が一般的に買主に優越しているとして、当初の投資回収後にさらに買主と十分に協議をすることなく一方的に同条項を課することが優越的地位の濫用となるおそれがあるとしている。当初の契約が契約の変更か？
 - ▶ 液化天然ガスをめぐる大企業同士の取引についても、優越的地位の濫用規制を適用する場があることを述べたものとして注目。

7. 公正取引委員会報告書にみられる対応（2） 人材と競争政策に関する検討会報告書

- ▶ 「人材と競争政策に関する検討会報告書」（平成30年2月15日公表）
 - ▶ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/feb/20180215.html>
 - ▶ フリーランスを含む人材に関する競争法上の問題を検討。
 - ▶ 役務提供者という個人との取引について優越的地位の濫用が適用される可能
 - ▶ 不当に役務提供者に不利益を与える場合に代償措置の内容なども考慮の同条項の適用をするか否かについて検討をすべきものとしている。
 - ▶ 具体的には、役務提供者に対して課す秘密保持義務、競争禁止義務、専属義務などを列挙
 - ▶ 人材に関しては、一般的に労働関係法の適用が想定される。
 - ▶ 「人材」が競争手段の重要な要素となり得る以上、相手方が個人である取引についても、労働関係法の他、優越的地位の濫用条項を利用することで独禁法による規制を及ぼす可能性を示唆。
 - ▶ 比較：Non-Poaching Agreementがカルテル対象となる。

8. デジタル・プラットフォーム規制と優越的地位の濫用（1）

- ▶ 「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査報告書」（令和元年10月31日公表）
 - ▶ オンラインモールやアプリストアにおける事業者間取引
 - ▶ オンラインモールやアプリストアにおける取引条件の変更や消費者に対する返品、返金等の際の対応について利用事業者に不利益を及ぼす場合には優越的地位の濫用となるおそれがあるとした。
- ▶ 「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（令和元年12月17日公表）
 - ▶ 消費者がデジタル・プラットフォームにより不当に個人情報を取得されることについて独禁法上の問題、特に優越的地位の濫用として問題となるかどうか検討する。
- ▶ 「データと競争政策に関する検討会」報告書（平成29年6月6日公表）
 - ▶ データの大量収集及び利用における競争への影響を検討
- ▶ デジタル広告に関する取引実態に関する中間調査（令和2年4月28日）
- ▶ 共通ポイントサービスに関する取引実態調査報告書（令和2年6月）

©Yabuki Law Offis

15

8. デジタル・プラットフォーム規制と優越的地位の濫用（2）公正取引委員会の考え方

- ▶ デジタル・プラットフォームの事業活動が市場に及ぼす影響を捉える。
- ▶ 優越的地位の濫用規制を利用することで私的独占では対応できないような搾取的濫用行為の受け皿にもなる。
- ▶ 優越的地位の濫用規制をそれまでの事業者間の取引行為だけでなく消費者取引についても適用することを検討している。
- ▶ デジタル経済の急速な進展のもとでプラットフォームが個人情報の取り扱い事業を行うことにもなうリスクが小さくないと分析し、優越的地位の濫用規制をこれまでの枠組みに捉われず適用するものとしたのである。
- ▶ 従来、私的独占（独禁法3条前段）は市場支配的地位の搾取的濫用行為も規制できるが、市場支配的地位などの立証負担のない優越的地位の濫用規制で柔軟な執行を目指したと理解している。
- ▶ 消費者との取引についても、従来の事業者同士の「取引」をもとにした対象行為を広げてデジタル・プラットフォームの幅広い行為規制を公正取引委員会が担うことを決意したものと理解できる。独占禁止法第1条では、「一般消費者の利益を確保する」ことも同法の目的とされている。

©Yabuki Law Offices

16

8. デジタル・プラットフォーム規制と優越的地位の濫用（3）海外状況

- ▶ 欧州では欧州委員会が、Googleに対して、2017年にGoogleが同社の検索エンジンについて同社のショッピング比較サービスを違法に有利にしていたとして約2900億円の課徴金を課し、2018年には検索エンジンの利用についてアンドロイド端末の強化を行って不当な競争制限をしたとして約5200億円の課徴金が課せられ、さらに2019年には同社に対して検索広告を表示制限したとして約1800億円の課徴金がかけられた。
- ▶ 米国では、2019年7月に、司法省がいわゆるデジタル・プラットフォームに対して市場支配力を不当に獲得したか、競争を減殺し消費者に不利益を与えるなどしているかどうかについて調査を実施し議会上院で公聴会が開催された。
- ▶ Facebookが発行しようとした技術通貨であるリブラについても、米国連邦取引委員会が国境を越えた疑似通貨の発行が税金及び知的財産権の問題を生じるとして調査を行うこととし、デジタル課税の導入について検討がなされている。
- ▶ ドイツカルテル庁がFacebookに対して、Facebookが顧客から取得した個人情報を顧客の承諾なく他の利用目的で使用したとして競争法上の市場支配的地位の濫用として禁止する決定をした事例がある。なお、Facebookは決定の取消訴訟を提起しており、決定の執行停止を求める仮処分決定を得ている。

©Yabuki Law Offices

17

9. 優越的地位の濫用規制の現在地（1） 「デジタル・プラットフォーム」と「一般消費者保護」

- ▶ 公正取引委員会ではデジタル・プラットフォームに対するいくつかの案件を優越的地位の濫用の疑いで調査してきた。
 - ▶ アマゾンジャパン合同会社が実施したポイントサービス利用規約の変更に関する案件（平成31年）
 - ▶ 平成31年4月11日、公正取引委員会は、同社が規約の変更を修正して、商品をポイントサービスの対象とするか否かについて、出品者の任意にとどめるとしたこと、調査を継続しないこととしたことを公表した。
 - ▶ 令和2年、インターネット通販サイト「楽天市場」を運営する楽天が、3月中旬から一定額以上を購入した利用者への送料を無料に統一する方針を発表したことに対して、公正取引委員会が一方的な規約変更が優越的地位の濫用に当たるとして調査を開始し、さらに楽天が同規約変更を実施することを停止させるため緊急停止命令を裁判所に申し立てた事案がある。
 - ▶ 本件では、楽天市場に参加をしている出店者が楽天ユニオンを結成し、当該規約変更の停止について、公正取引委員会に調査を開始することを求めたことが明らかにされている。結局、楽天は方針を変更し、そのような送料無料の措置に新たに同意する出店者に対してのみ適用することとしたことから、公正取引委員会は緊急停止の必要性はなくなったとして申立てを取り下げている（ただし、同社に対する審査は継続している）。
- ▶ 「デジタル・プラットフォーム」「一般消費者保護」がキーワード
 - ▶ Facebook事件との比較

©Yabuki Law Offices

18

9. 優越的地位の濫用規制の現在地（2） 「デジタル・プラットフォーマー」と「一般消費者保護」

- ▶ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律案（2020年通常国会審議・成立（5月27日）、1年以内に施行）
 - ▶ 特定デジタルプラットフォーム提供者の定義と特定デジタルプラットフォームの経済産業省への登録（大規模なオンラインモールやアプリストアを当面の対象とする）
 - ①多面市場の提供 ②インターネットの利用 ③ネットワーク効果を利用したサービス提供
 - ▶ 情報開示とモニタリング
 - ▶ 取引条件等の情報開示
 - ▶ 自主的な手続・体制の整備 → 勧告・公表の行政措置
 - ▶ 運営状況のレポートとモニタリング
 - ▶ 公正取引委員会への措置請求（13条）
 - ▶ 経産大臣から公取委に対して独禁法上の措置をとるべきことを請求できる（する）
- ▶ デジタルプラットフォーマーの活動を事前に規制することがよいのか？ シュリンク（萎縮）効果は？

10. 優越的地位の濫用規制の将来像（1）

- ▶ 私的自治の原則（自由市場経済の原則）とのバランス
 - ▶ 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものである。取引当事者間における自由な交渉の結果、いずれか一方の当事者の取引条件が相手方に比べて又は従前に比べて不利となることは、あらゆる取引において当然に起こり得る。
 - ▶ 独禁法の優越的地位の濫用規制は、本来自由であるべき私人間の契約内容について、公益に反するとして法が介入するものであり、私的自治の限界を示すものといえる。
- ▶ このように、取引当事者間の交渉プロセスに事後的に介入する優越的地位の濫用規制は、独禁法が基本的に確保しようとしている競争プロセスの維持・促進と常に緊張関係に立っている。優越的地位の濫用規制は、優越的地位にある事業者が劣位にある事業者との間で行う取引における価格等の取引条件に直接介入するもので、競争制限行為の排除を通じて間接的に市場メカニズムを保護することを目的とする独禁法の体系においては極めて異色の規制である。平林英勝「最近の優越的地位の濫用規制にみる法の手続化の傾向と課題」判タ1172号110頁

10. 優越的地位の濫用規制の将来像（2）

- ▶ 他方で、デジタル空間でのデジタル・プラットフォームの行為に対して、従来型の市場における「市場支配的地位の濫用」行為の定義では対応できない場合に、デジタル空間で形成された「市場」の機能（事業者が自由に参加して価格、品質、販売数量、付帯サービス等の競争ツールの差別化をして競争できる市場機能）を阻害するような行為に対して、優越的地位の濫用規制を利用して独禁法違反を問うことができる新たな枠組みを用いることを推進すべきである。

10. 優越的地位の濫用規制の将来像（3）

- ▶ 今後の優越的地位の濫用規制のあるべき姿

（1） 私的自治の限界として優越的地位の濫用規制が適用されるのは、私的自治が機能しない場合に限られる。

（2） 特に、①優越的地位が認められるためには、「取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来す」場合でなければならない。また、②事業規模、情報の非対称性、取引条件の交渉が対等かつ十分に行われたか、取引に特有の関係特殊投資を行っていたか、などの考慮要素を子細に検討すべきである。

（3） 優越的地位の濫用規制は、主に上記（2）に記載するような事例に適用すべきであり、大企業間の取引やグローバル企業間の取引には、極めて例外的な事情がない限り適用されるべきではない。

10. 優越的地位の濫用規制の将来像（4）

▶ 課徴金制度の改善

▶ 義務的課徴金

- ▶ 優越的地位の濫用規制の適用対象が拡大するにつれて、柔軟な執行も求められるところである。義務的に課徴金をかける現在の法制度を改正し、裁量的な課徴金制度に移行することが求められる。

▶ 継続性・課徴金算定期間 → 「継続してするもの」「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（3年間まで）」

- ▶ 複数の取引先に対して行われたものであるとしても、それが、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど、それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として「一体として」評価できる場合。→ 1つの優越的地位の濫用として規制される。（エディオン審決）

- ▶ 「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」や「購入額」も、条文上「当該行為」とは、その直前の「第19条の規定に違反する行為」を意味することは明らかであり、本件違反行為が独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制される以上、「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」や「購入額」も本件違反行為が独占禁止法上一つの優越的地位の濫用であることを前提として認定される。

▶ 確約制度の利用

- ▶ 確約手続を幅広く利用することで競争秩序の早期回復を図ることが望ましい。
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jan/170119.html>

10. 優越的地位の濫用規制の将来像（5）

▶ 優越的地位の濫用事案における確約手続

▶ 確約手続概要（別資料）

- ▶ https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_h29_files/211-1.pdf

▶ 確約計画の策定

- ▶ 多数の取引先への対応
- ▶ 例外として認められる取り扱いを残すことができるのか？

▶ 意見募集手続の実施

▶ 確約計画の認定までに要する期間

▶ 公表

▶ その他

ご清聴，有難うございました。

矢吹 公敏

矢吹法律事務所

Kimitoshi Yabuki

Yabuki Law Offices

Atago Toyo Bldg. 3rd Floor

1-3-4, Atago, Minato-ku

Tokyo 105-0002 Japan

Tel: 81-3-5425-6763

Fax: 81-3-3437-3680

E-mail: k.yabuki@yabukilaw.jp

<http://www.yabukilaw.jp>

©Yabuki Law Offices

25